

# 紀宝町いじめ防止基本方針

平成28年3月4日

紀 宝 町

(最終改定 令和4年1月27日)

## 目 次

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 1   | 本方針改定の趣旨                     | 1  |
| 2   | いじめの防止等のための対策の基本的な考え方        | 1  |
| (1) | 紀宝町子どものいじめの防止等に関する条例の目的      | 1  |
| (2) | いじめの防止等の対策に関する基本理念           | 1  |
| (3) | いじめの定義                       | 2  |
| (4) | いじめの理解                       | 3  |
| 3   | 紀宝町が実施するいじめの防止等に関する施策        | 4  |
| (1) | 町の責務                         | 4  |
| (2) | いじめの早期発見のための措置               | 4  |
| (ア) | 定期的な調査等                      | 4  |
| (イ) | 相談体制の充実及び周知                  | 4  |
| (ウ) | 個人情報保護                       | 5  |
| (3) | いじめの防止等のための資質の向上及び専門家の活用     | 5  |
| (4) | インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進  | 5  |
| (5) | いじめの防止等のための啓発活動              | 6  |
| (6) | 紀宝町いじめ問題対策連絡協議会              | 6  |
| (7) | 紀宝町教育委員会の附属機関「紀宝町いじめ問題対策審議会」 | 6  |
| 4   | 学校が実施するいじめの防止等に関する施策         | 7  |
| (1) | 学校いじめ防止基本方針の策定               | 7  |
| (2) | 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織       | 8  |
| (3) | 学校におけるいじめの防止等に関する措置          | 10 |
| (ア) | いじめの未然防止                     | 10 |
| (イ) | 早期発見                         | 11 |
| (ウ) | いじめに対する措置                    | 12 |
| 5   | 重大事態への対処                     | 14 |
| (1) | 重大事態とは                       | 14 |
| (2) | 報告（第一報）                      | 15 |
| (3) | 調査の組織                        | 15 |
| (4) | 調査                           | 15 |
| (5) | 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等      | 16 |
| (6) | 調査結果の提供及び報告                  | 18 |
| (7) | 再調査                          | 19 |

## 1 本方針改定の趣旨

いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、そもそも外から見えにくいものであることから、いじめは、学校だけの問題ではなく社会全体の問題として、児童生徒に関わる全ての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、学校内外のいじめの防止に取り組むとともに、児童生徒が傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざすため、本町では、いじめの防止等の対策に関する基本理念を定め、町等の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた紀宝町子どものいじめの防止等に関する条例（平成27年紀宝町条例第22号。以下「条例」という。）を平成27年12月に施行した。さらに条例で規定されているいじめ防止等の基本的施策等に基づいた本方針を策定し、いじめの問題を克服するため、町民総がかりで取り組むこととした。

こうした状況の中、本方針については、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、町、学校の責務等、平成31年3月に改訂された三重県いじめ防止基本方針に沿った内容とするとともに、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や同時期に策定された「いじめの重大事態に関するガイドライン」に示されている重大事態の調査に関する手順等を反映した内容に改定する。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### （1）紀宝町子どものいじめの防止等に関する条例の目的

（目的）

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、町及び学校等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、町、学校、家庭、地域住民その他の関係者（以下「町等」という。）が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

### （2）いじめの防止等の対策に関する基本理念

（基本理念）

第3条 法第3条に規定する基本理念にのっとり、町等は、いじめが絶対に許されない行為であるという共通認識を持ち、児童等が安心して生活できる

社会づくり及び学校づくりを行うものとする。

- 2 学校は、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの訴えがあったときには、迅速かつ的確に、誠意をもって個人それぞれに応じた対応を進めるものとし、常に関係児童等の保護者等と連携を図りながら、解決に努めるものとする。

### (3) いじめの定義

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、法第2条第1項(※)に規定するものをいう。

※いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童

生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### (4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害

や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 3 紀宝町が実施するいじめの防止等に関する施策

#### (1) 町の責務

(町の責務)

第4条 町は、いじめの防止等のための対策について、国、三重県その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と協力しつつ、町の状況に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### (ア) 定期的な調査等

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

○各学校においては、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施し、認知されたいじめ事案を毎月報告するとともに、早期解決に向けて全校体制で取り組む。また、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮するよう促す。その際、虐待が疑われる記載等があった場合は、町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応することについて周知徹底を図る。

○紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校の取組状況については、三重県教育委員会が実施する県内一斉調査に協力する。

○学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図るための支援を行う。

○三重県教育委員会が業者に委託してインターネット上における書き込みの監視する事業を活用して、各学校に問題のある書き込み等について情報提供し、ネット上のトラブルの早期発見・早期対応を支援する。

##### (イ) 相談体制の充実及び周知

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な

勇気を要することを理解し、三重県教育委員会やいじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、「いじめ電話相談」や「子ども LINE 相談みえ」等の関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、三重県教育委員会事業スクールカウンセラー配置事業等を活用することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

これらの相談体制の充実を図るに当たっては、以下のことに留意し進める。

- 各学校においても、多様な相談に適切に対応できるよう、相談員等と連携を深めながら、相談を受ける者の資質向上に努める。
- 児童生徒、保護者へ相談窓口等の周知徹底をするとともに、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例等を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

#### (ウ) 個人情報の保護

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報を適切に保護する。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて関係機関等で情報共有を行う。

### (3) いじめの防止等のための資質の向上及び専門家の活用

教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、三重県教育委員会が主催する研修会や生徒指導担当者講習会等へ積極的に参加したり、各学校において教職員がいじめの防止や児童生徒理解を深めるための研修をすすめる。

また、児童生徒に対するより専門的な心のケアや関係機関との連携を進めるため、三重県教育委員会が配置・派遣するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用し、各学校に対して指導・助言を行う。また、町内の小中学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員等の専門家の派遣を要請し、学校に対して指導・助言を行う等の支援を行う。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

アンケート等により児童生徒のインターネットの利用について把握したうえで、外部からの指導者等も招聘し、インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深めるなど、情報モラル教育に注力する。

## (5) いじめの防止等のための啓発活動

(啓発)

第11条 町は、いじめが児童等の人権を侵害し、その心身に重大な影響を与えるものであり、絶対に許されない行為であることを理解してもらうため、町民に対して、いじめに関する必要な啓発活動に努める。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、三重県教育委員会が推進する4月と11月のいじめ防止強化月間の取組と連携し、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組をすすめる。また、各学校においても、育友会活動や学校運営協議会活動を通じて、町民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を持つように努める。

また、三重県教育委員会とも連携しながら、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口等についても広報啓発を行う。

## (6) 紀宝町いじめ問題対策連絡協議会

本町では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、条例第12条の規定により紀宝町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

構成は、紀宝町小中学校長会、紀宝警察署、紀州児童相談所、津地方法務局熊野支局、その他、専門的な知識及び経験を有するもので紀宝町教育委員会が必要と認める者とする。また、事務局は紀宝町教育委員会とする。

## (7) 紀宝町教育委員会の附属機関「紀宝町いじめ問題対策審議会」

本町では、本方針に基づく紀宝町立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例第13条の規定により紀宝町教育委員会に附属機関として「紀宝町いじめ問題対策審議会」を設置する。

「紀宝町いじめ問題対策審議会」の機能は、以下のとおり。

- いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、紀宝町教育委員会の諮問を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
- 紀宝町立学校におけるいじめの事案について、紀宝町教育委員会が紀宝町立学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。(法第24条)(条例第13条第2項)
- 紀宝町立学校における重大事態に係る調査を紀宝町教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。(法第28条)(条例第13条第2項)
- その他、紀宝町教育委員会が必要と認める事項について審議する。構成は、弁護士、医師、スクールカウンセラー、紀州児童相談所、学識経験者等とする。

## 4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、法第13条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

2 学校は、学校基本方針の策定又は見直しを行ったときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」等といったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処の

マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する必要がある。(条例第5条)また、学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を置く。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること等により、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を聞くよう、努める。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的な役割としては、以下のとおりである。

### 【未然防止】

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・事案対処】

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておくものとする。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理

職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に加え、実効性のある人選とする必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(学校及び学校の教職員の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、法に規定するいじめの防止等のための必要な措置を講ずるものとする。

#### (ア) いじめの未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校及び学校の教職員は、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

未然防止の基本として、

- ・全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ・いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お

互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ・児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取組を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒にかかわるいじめについては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な支援及び必要な指導を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについては、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な配慮や対応を行う。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）に対するいじめについては、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。

#### (イ) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

また、いじめを正確に認知することは、いじめの対応の第一歩である。いじめの正確な認知については、以下の点について留意すること。

- 各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認すること。
- いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料の全ての教職員への配付や、職員会議や各学校に設置する学校いじめ対策組織の会議、いじめの問題に関する研修会において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

#### (ウ) いじめに対する措置

条例第5条では、「学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、法に規定するいじめの防止等のための必要な措置を講ずるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特

定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消については、以下に示すことを踏まえて判断するものとする。

#### 《いじめの解消について》

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、紀宝町教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり

得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、町内のいじめに関する個別の事案に関して、紀宝町立学校は紀宝町教育委員会に報告、紀宝町教育委員会は必要に応じて三重県教育委員会に情報提供する。また、収集した情報については、必要に応じて調査研究に活用したり、いじめの防止や予防の観点から関係者と共有し、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等に対して、適切に対応できるようにする。

加えて、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

(町の責務)

第4条 町は、いじめの防止等のための対策について、国、三重県その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と協力しつつ、町の状況に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

## 5 重大事態への対処

いじめの重大事態については、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」及び「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省)」により適切に対応する。

### (1) 重大事態とは

いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。(法第28条)

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず紀宝町教育委員会又は紀宝町立学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であって

も、紀宝町教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

## (2) 報告（第一報）

紀宝町立学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに紀宝町教育委員会に報告する。報告を受けた紀宝町教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断する。

また、速やかに紀宝町長及び三重県教育委員会に報告する。

その際、紀宝町教育委員会は、当該学校の養成もしくは必要に応じて、三重県教育委員会に、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家の紹介や派遣を求める等の支援を要請し、連携を図る。

## (3) 調査の組織

紀宝町教育委員会又は紀宝町立学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。(法28条)

紀宝町立学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに紀宝町教育委員会に報告し、紀宝町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

紀宝町教育委員会が調査主体となる場合、紀宝町教育委員会のもとに置く附属機関「紀宝町いじめ問題対策審議会」が調査を行う。

紀宝町立学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織を、調査を行うための組織の母体とする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。なお、その際には、紀宝町教育委員会が指導・助言を行う。

## (4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。紀宝町教育委員会又は紀宝町立学校は、附属機関「紀宝町いじめ問題対策審議会」等に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃か

ら)、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が紀宝町立学校又は紀宝町教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

#### ①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

#### ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

#### ③児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

### (5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校とするが、それらの組織を構成する第三者を中心に行う等、状況に応じて適切に判断すること。

#### ①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事

態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種等について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、紀宝町長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、紀宝町個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケ

ート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。

- ・調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、紀宝町文書取扱規程等に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る事。

調査により把握した情報の記録は、紀宝町文書取扱規程等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校が取得、作成した記録を含む。

## （6）調査結果の提供及び報告

紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、紀宝町教育委員会又は紀宝町立学校の法律上の義務である。（法第28条第2項）

これらの情報の提供に当たって、紀宝町教育委員会又は紀宝町立学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

また、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

調査結果については、紀宝町長に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の

意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

また、紀宝町教育委員会及び紀宝町立学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

#### (7) 再調査

上記(6)における調査結果の報告を受けた紀宝町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を、弁護士、精神科医、臨床心理士、大学教授等による町長部局の附属機関「いじめ調査委員会」を設けて行う。(条例第14条、法第30条、第31条)

#### (8) その他

児童生徒等に対する調査記録の保存期間について

- ① 定期的実施するアンケート記録等 : 3年  
・クラスごとや学年ごとに集約した個人記録の一覧表等
- ② 月例の「児童生徒の問題行動に関する報告書」: 5年
- ③ いじめ事案等が発生した場合の記録 (※): 5年(指導の記録と同じ)  
(※) 学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモ等も含む。
- ④ いじめの重大事態の調査報告書及び調査に係る文書: 10年